

各種医療費のご案内

- ・乳幼児医療費
- ・子ども医療特別給付
- ・ひとり親家庭等医療費
- ・寡婦医療費特別給付

〈問い合わせ〉
 役場 住民福祉課福祉係
 TEL(62)91915

■申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②通帳
- ③医療費を受給する人の保険証
- ④1月1日現在で本村に住民登録がなかった人については所得証明書を持参してください。(ひとり親家庭等該当者のみ)

■申請時の注意事項

- ①申請にあたっては所定の申請書に記入してください。
 - ②受診した翌月に医療機関から証明を受ける、または、領収書を貼付して記名、押印の上、提出してください。
- ※支給は、申請された月の翌月になります。
- ③支給対象となる費用は保険適用となる医療費(一部負担金)のみです。
- 入院時の室料差額、予防接種代、薬の容器代などの「自費

負担金」は対象になりません。

④証明に代えて領収書を貼付する場合は、1カ月分、1つの医療機関ごとに1枚の申請書に貼付して申請してください。領収書は受診日が基準になります。領収書の発行日ではありません。

(例)1カ月に同じ病院に3回通院し、同じ薬局で3回調剤した。

↓病院3回分を1枚の申請書、薬局3回分を1枚の申請書に貼付し、記名、押印して提出する。(医療機関が別の場合は同月分であっても別々に貼付する)

⑤領収書を貼付する場合は、1カ月分の領収書(同一医療機関分)をまとめ、のりで貼付して提出してください。

⑥申請書用紙は各庁舎(白水、久木野、長陽)の窓口へ備えてあります。

⑦申請書は各庁舎の窓口で提出できますので、お近くの庁舎窓口へ提出してください。

⑧申請は各医療費制度の期限に従って申請してください。

■よくある質問

▼高額医療費など公費負担金がある場合

↓高額医療費、付加給付費および他の法令などの規定により公費負担金がある場合は、その額を控除した額が支給対象となりますので、高額療養費などに該当する際はそちらを先に申請してください。

▼子ども医療費の受給者証はあるのですか？

↓医療費受給者証は「乳幼児医療費」と「ひとり親家庭等医療費」のみとなります。「子ども医療費」は村独自の補助のため受給者証はありません。年齢到達および転出などで「乳幼児医療費」、「ひとり親家庭等医療費」の資格を喪失した場合はお近くの窓口までご返還ください。

▼子ども医療費の年齢拡大についての詳細

↓平成27年4月1日から子ども

医療費の年齢拡大により、中学卒業から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までも助成対象となりました。年齢拡大により新たに該当する人(平成9年4月2日〜平成11年4月1日生まれの人)は最初の医療費申請時に次のものをお近くの各庁舎窓口へ持参してください。なお、新たに該当する人は、平成27年4月受診分から対象になりますのでご注意ください。

- ①対象の子どもの保険証
- ②金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳またはキャッシュカード
- ③印鑑

▼保険証や通帳が変わった場合
 ↓各庁舎窓口にて届出をしてください。

▼予防接種・検診の費用は対象になりますか？

↓助成対象は一部負担金になるので対象にはなりません。

▼転出する場合

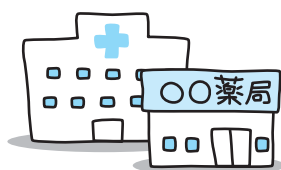
↓転出した場合の医療費は転出した日までにかけた医療費が対象になります。

※「ひとり親家庭等医療費助成制度」は転出された月までが

対象

※受給者証はお近くの各庁舎窓口へ返還してください。

●各医療費は、次ページの表でご確認ください。



	乳幼児医療費	子ども医療特別給付	ひとり親家庭等医療費	寡婦医療費特別給付
対象者 (各種において 本村に住所を有 する人が該当)	0歳から6歳(就学前まで) ※転入の場合は届出日から該 当	小学生から満18歳に達する日以後 の最初の3月31日まで ※転入の場合は届出日から該当	親…20歳未満の児童を扶養して いる父または母 子…18歳に達する日以後の3月 31日まで	夫と死別または離別し、再婚して いない65歳から69歳までの女性 ※転入者は届出日より3カ月以 上、本村に住所を有している人
助成対象額	医療費の一部負担金	医療費の一部負担金で年間10万円 (4月～翌年3月) ※受診月ではなく支給月で判断	医療費の一部負担金の3分の2	医療費の一部負担金が1件につ き、1,000円を超えた場合の2 分の1
申請期限	診療月の翌月から6カ月以内	診療月の翌月から6カ月以内	診療月の翌月から1年以内	診療月の翌月から1年以内
支給対象月	申請月から	申請月から	申請月の翌月から対象	申請月の翌月から対象
支給日	申請日の翌月の第4木曜日			
所得制限	なし	なし	あり ①児童を扶養している人 ②扶養義務者	なし

※医療費の一部負担金……病院を受診した際に支払う自己負担割合分のことであり、入院時食事療法、高額療養費、付加給付、公費負担金、交通事故などによる第三者からの賠償として支払われる医療費は省いたもの。

※扶養義務者……支給対象者と生計を同一にしている人。

国民健康保険税の課税限度額および軽減判定基準改正のお知らせ

地方税法の改正に伴い、平成27年度から国民健康保険税の課税限度額および低所得者に対する軽減判定の基準額の改正については次のとおりになります。詳しい内容については、7月の本算定納税通知書でお知らせします。

1. 課税限度額の改正

保険税区分	現行の限度額	改正後の限度額 (H27～)
医療保険分	51万円	52万円
後期高齢者支援分	16万円	17万円
介護保険分	14万円	16万円
合 計	81万円	85万円

2. 軽減判定所得の基準額の改正

軽減種類	現行の軽減判定基準額
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額33万円
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額33万円 + 24.5万円 × 被保険者数
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額33万円 + 45万円 × 被保険者数



軽減種類	改正後の軽減判定基準額 (H27～)
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額33万円
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額33万円 + 26万円 × 被保険者数
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額33万円 + 47万円 × 被保険者数

※所得が低い場合であっても、未申告の場合は上記の軽減判定を行いませんので、年金受給者の方や所得のない方も必ず所得の申告を行ってください。

※国保税率については、昨年度と同様の税率です。

〈問い合わせ〉 役場 税務課国民健康保険税係 TEL (62) 9181